

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）における理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、この法人の業務執行を決定し、代表理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事の選定若しくは解職その他法令又はこの法人の定款で定める職務を行う。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総括する。
- (2) 理事による会議を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に3か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事に報告する。

2 理事の職務権限は、理事の過半数による決定により別に定めるものとする。なお、毎年度終了後、理事の職務権限の見直しを行うものとする。

第3章 補則

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事の過半数による決定により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事の過半数による決定により行う。

附則

この規程は、令和6年6月3日から施行する。

理事の職務権限2024年6月3日決定

「理事の職務権限規程」第4条第2項に基づき理事の職務分担を以下の通り定めるものとする。

| 大分類 | 中分類 | 担当理事 | サポート | 具体的な業務のイメージ |
|------|--|------|------|--|
| 代表 | | ■■■■ | | 事業計画の策定、協力人材の獲得（採用の決定）、資金調達、理事会の運営、その他担当不明のタスク |
| 団体運営 | 人事 | ■■■■ | | 声掛け、業務内容の説明等（特に有償スタッフについて） |
| | 団体広報 | ■■■■ | ■■■■ | BLP-Networkのホームページ及びフェイスブックの更新 |
| | 資金調達 | ■■■■ | | 資金調達に向けた戦略の策定、資金調達状況の管理 |
| | 経営管理 | ■■■■ | ■■■■ | 経理（銀行支払、仕訳、決算等）、総務・法務（契約書管理、社員総会、理事会の運営、kintone等システム管理） |
| 事業運営 | NPO連携促進事業 | ■■■■ | ■■■■ | マッチング案件審査・配信・担当者決定に係る事務、BLP-Netowrkメンバー入退会管理に係る事務、その他マッチング促進に向けた企画（弁護士依頼に向けた手引き） |
| | 専門家向けネットワーキング支援 | ■■■■ | | 定例会の企画、運営、広報 |
| | NPO向け支援（マッチング以外） | ■■■■ | ■■■■ | ポータルサイトの運営（トヨタ財団担当、報告書作成等） |
| | 財団向け支援 | ■■■■ | ■■■■ | 財団への伴走支援、財団向けマニュアルの策定、2026年度以降の施策の検討、JANPIAの対応窓口 |
| 重要事項 | 重要な財産の処分及び譲受け | 理事会 | - | |
| | 多額の借財 | 理事会 | - | |
| | 重要な使用人の選任及び解任 | 理事会 | - | |
| | 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 | 理事会 | - | |
| | 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備 | 理事会 | - | |
| | 第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除 | 理事会 | - | |
| | その他法人の運営に関する重要事項 | 理事会 | - | |